

令和5年度

大津町普通会計決算状況調

（ 地方公共団体の財政の健全化法に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の報告 ）

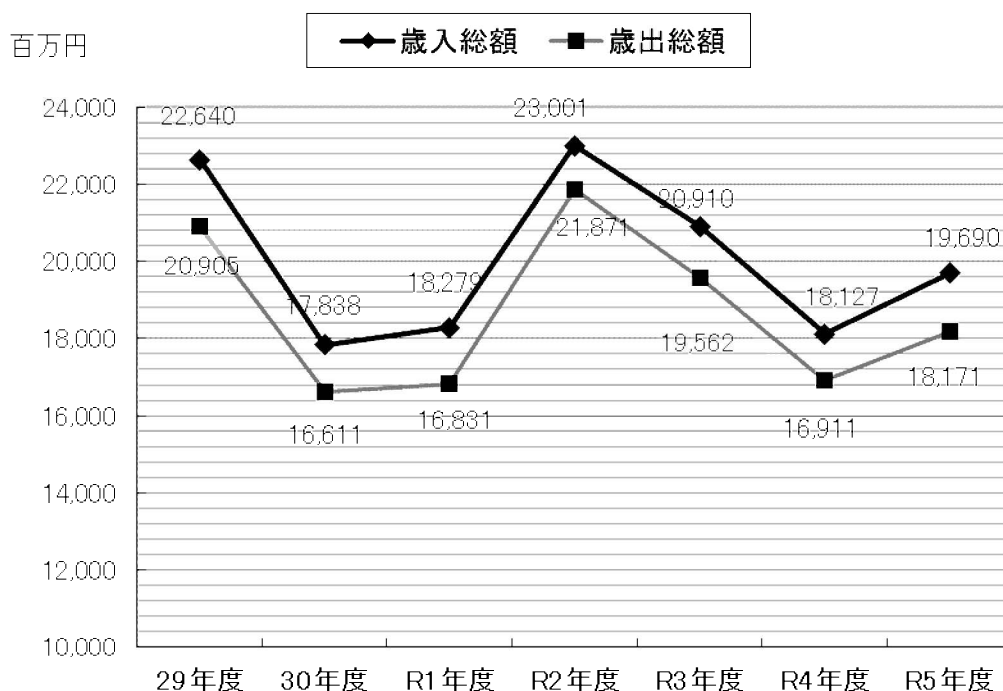
(目 次)

1. 収支の結果	P 1
2. 歳入の状況	P 3
3. 歳出の状況	
① 目的別決算	P 4
② 性質別決算	P 5
4. 町債と基金	
① 町債の状況	P 6
② 基金の状況	P 8
5. 財政指標 I	
① 経常収支比率	P 9
② 公債費比率	P 10
③ 公債費負担比率	P 10
④ 財政力指数	P 11
6. 財政指数 II	
① 実質赤字比率	P 12
② 連結実質赤字比率	P 12
③ 実質公債比率	P 12
④ 将来負担比率	P 13
⑤ 資金不足比率	P 13
7. 類似団体等の指数	P 14

1 収支の結果

令和5年度の普通会計の決算は、歳入が196億9千31万7千円で、令和4年度の181億2千694万5千円に比べ、15億6千337万2千円の増、率にして約8.6%の増となっています。歳出の決算額は、181億7千111万3千円で、令和4年度の169億1千124万9千円に比べ、12億5千986万4千円の増、率にして7.4%の増となっています。

*普通会計とは、地方公共団体における地方公営事業会計（国民健康保険特別会計など）以外の会計をひとまとめにしたものです。個々の地方公共団体の財政状況を統一的に比較するため、統計上用いている会計区分です。大津町の場合は、一般会計、大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計、及び工業団地整備事業特別会計を合わせた会計になります。



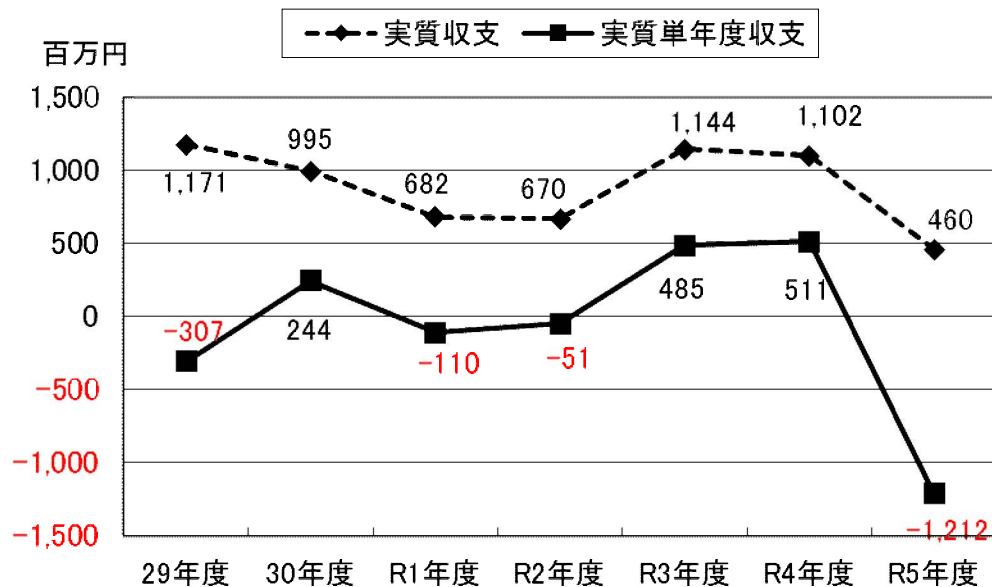
歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支は、15億1千920万4千円の黒字となりました。形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源10億5千929万9千円を差引いた実質収支は、4億5千990万5千円の黒字となっています。実質収支は、当該年度の地方公共団体の純剰余又は純損失を意味します。実質収支の赤字は、財政健全性維持のためには絶対に避けなければならない、ほ

とんどの団体は黒字となっています。この実質収支から前年度の実質収支を差引いたものが単年度収支で、令和５年度は６億４千２２４万円の赤字となっています。

実質収支の構成要素である歳出の中には、基金への積立や後年度の債務を繰り上げて償還するといった実質的には黒字要素となるものがあり、また、歳入の中には、過去に積立てた基金を取り崩すといった赤字的な要素が含まれています。そこでこういった要素を取り除いた場合に、単年度では収支が実質的にどうなのかを表したものが実質単年度収支であります。令和５年度は、形式収支が増額となったものの、繰越事業の増加が影響し、実質収支は前年と比較し減額となっています。一方で、実質単年度収支については、前年と比較し、基金の取り崩し額の大幅な増額により、令和４年度の５億１千１１３万円の黒字から、１２億１千２０３万４千円の赤字に転じることとなりました。

単位：千円

区 分	令和５年度	令和４年度	令和３年度
歳入総額 (A)	19,690,317	18,126,945	20,909,908
歳出総額 (B)	18,171,113	16,911,249	19,562,212
歳入歳出差引(形式収支) (A)－(B) (C)	1,519,204	1,215,696	1,347,696
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	1,059,299	113,551	203,543
実質収支 (C)－(D) (E)	459,905	1,102,145	1,144,153
単年度収支 (F)	△642,240	△42,008	474,155
積立金 (G)	530,206	553,138	311,109
繰上償還 (H)	0	0	0
積立金取崩し額 (I)	1,100,000	0	300,000
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)－(I) (J)	△1,212,034	511,130	485,264



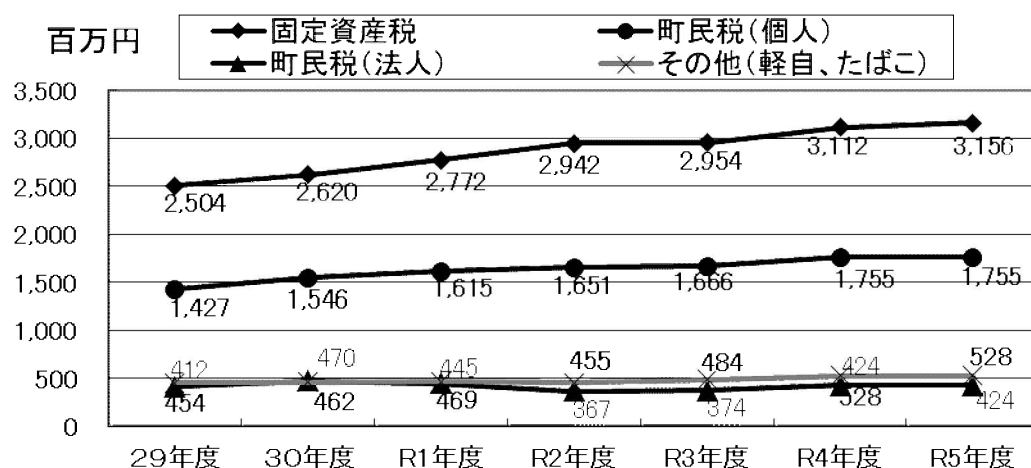
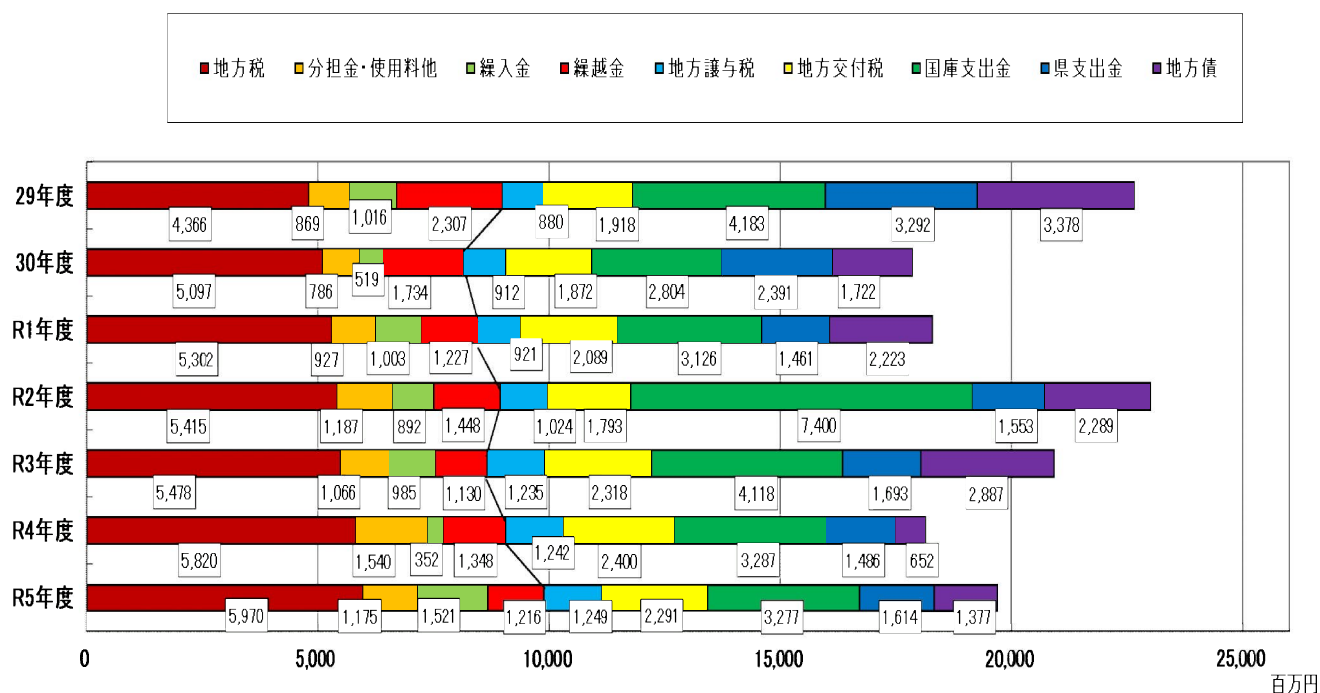
2 歳入の状況

大津町の収入の約 30.3%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。

町税総額は 59 億 7 千万円で、昨年より約 2.6%増、1 億 5 千 1 百万円の増額となっています。内訳では、住民税の個人町民税は 18 億 5 千 4 百万円で、約 5.6%の増、9 千 9 百万円の増額となっています。法人町民税は、4 億 2 千 5 百万円で、約 13.4%増、1 千 4 百万円の増額となっています。固定資産税は 31 億 5 千 6 百万円で、1.4%増、4 千 4 百万円の増となっています。

自主財源は歳入全体の 50.2%、98 億 8 千 2 百万円となっています。前年度比 4.6% (8 億 2 千 3 百万円) の増で、税収増及び繰入金の増額が要因です。

依存財源は全体の 49.8%、98 億 8 百万円で、前年度比 8.2% (7 億 4 千 1 百万円) の増額となっています。地方債が 111.3% (7 億 2 千 5 百万円) の大幅な増が要因です。



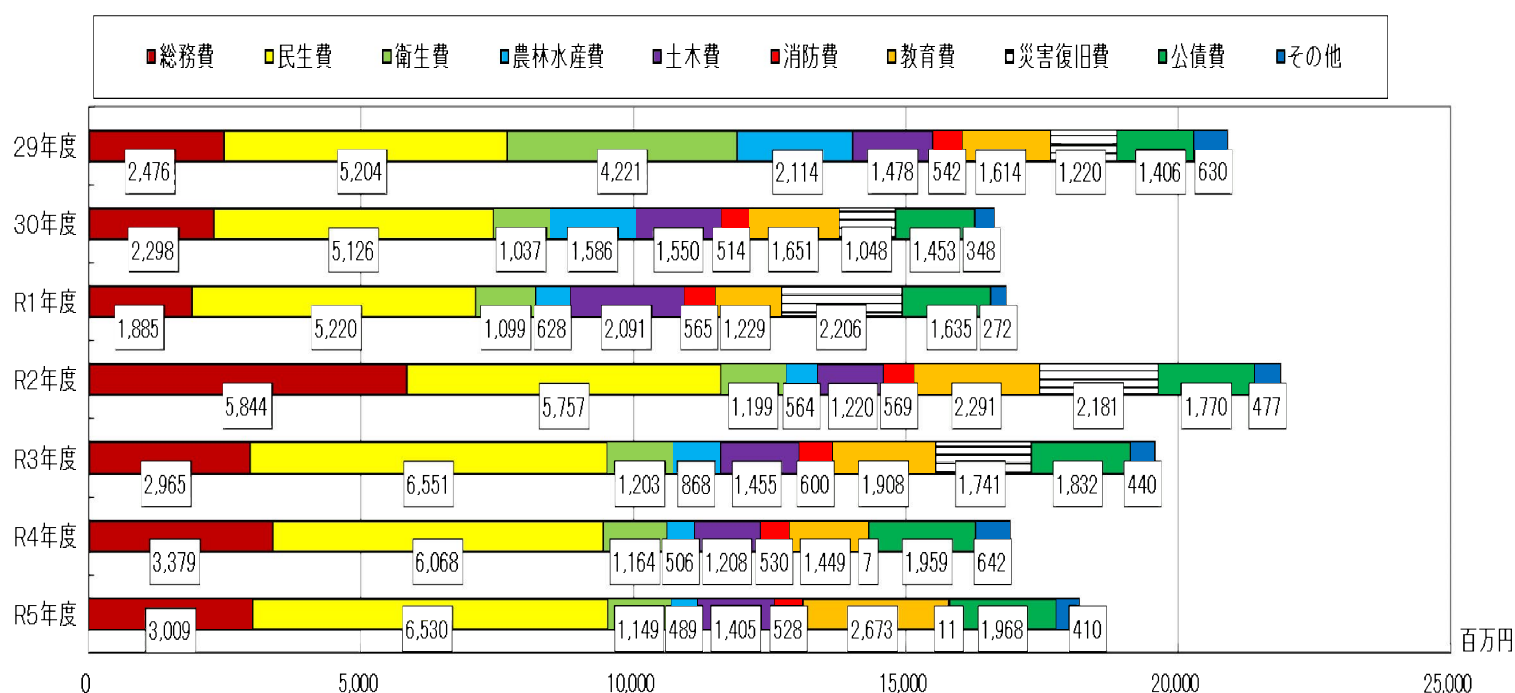
3 歳出の状況

① 目的別決算

地方公共団体の経費を、その行政目的の用途によって分類したものを、目的別分類と言います。

総務費は、公共施設整備基金積立金やふるさと寄附業務委託料の減などにより10.9%（3億7千万円）の減額となっています。民生費は、物価高騰対応重点支援給付金（2億4千7百万円）及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1億3千4百万円）等の影響により、7.6%、（4億6千2百万円）の増額となっています。衛生費は、新型コロナワクチン対応コールセンター委託料や予防接種委託の減などにより1.3%（1千6百万円）の減額となりました。

た。農林水産業費は、前年の機構集積協力金（２千１百万円）や経営発展支援事業補助金（１千５百万円）などの影響により、3.3%（１億６千８百万円）の減額となっています。土木費は、町営住宅改修工事（あけぼの団地６号棟）や下戸橋改修工事負担金などにより、16.3%（１億９千７百万円）の増額となっています。消防費については、菊池広域連合消防本部負担金の減などの影響により、0.4%（２千３百万円）の減額となっています。教育費は、大津中学校長寿命化改修工事、護川小学校屋根改修工事、及び体育施設指定管理料などが影響し、84.5%（12億２千４百万円）の増額となっています。災害復旧費は、大雨被害に伴う道路復旧工事などの影響により、61.0%（４百万円）の増額となっています。

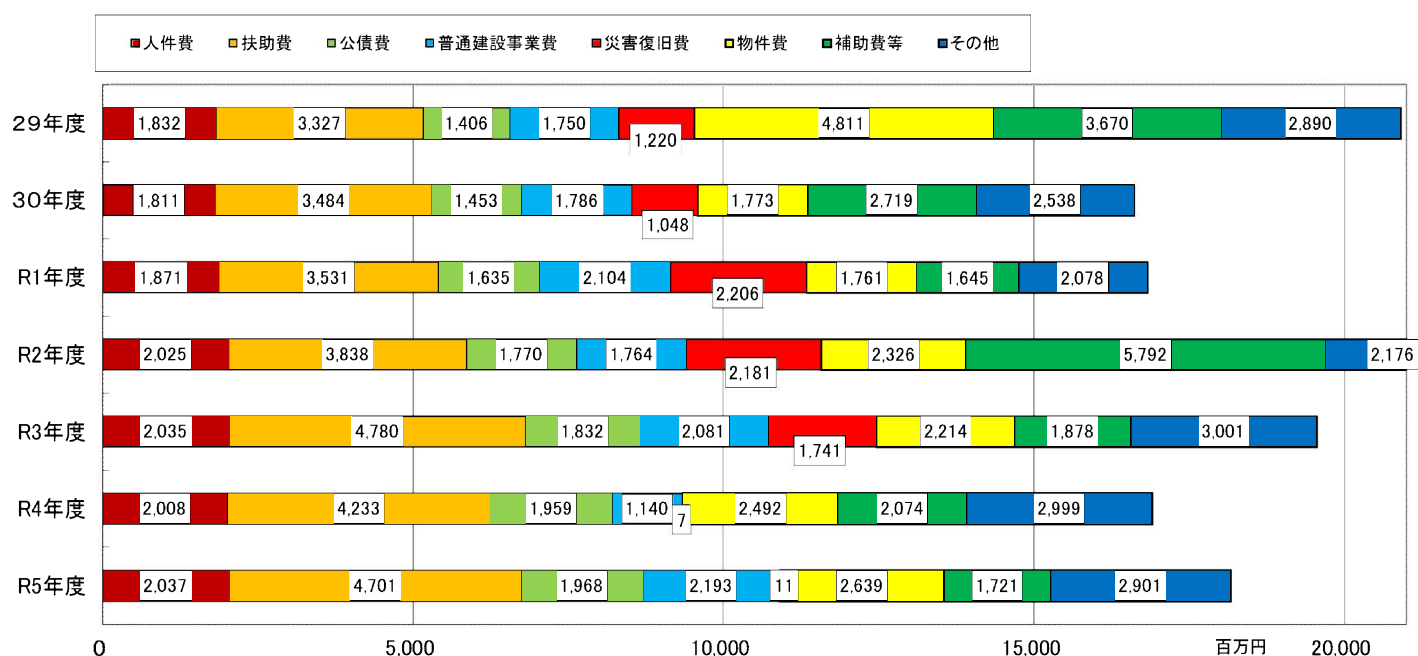


②性質別決算

地方公共団体の経費を、経済的性質を基準として分類したものが、性質別分類です。法令上またはその性質上支出を義務付けられている経費を義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、道路の整備や学校の建設など行政水準の向上に直接寄与する経費、いわゆるハードの整備に要する経費を投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）、それ以外の経費（物件費、補助費等、繰出金など）に分類されます。義務的経費や経常的経費が歳出に占める割合が高くなれば財政が硬直化し、健全性・弾力性が失われてくることになります。

義務的経費は、全体で87億6百万円、6.2%（5億6百万円）の増額となっています。このうち、扶助費では、物価高騰対応重点支援給付金（2億4千7百万円）及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1億3千4百万円）等の影響により、11.0%（4億6千8百万円）の増額となっています。人件費は、職員の給料及び手当（6千2百万円）、並びに会計年度任用職員の報

酬（3千2百万円）等の増があるものの、退職手当負担金の減（8千8百万円）により、増額幅が縮減され、1.4%（2千9百万円）の増額となっています。投資的経費のうち、普通建設事業は、大津中学校長寿命化改修工事、護川小学校屋根改修工事、町営住宅改修工事などにより92.4%（10億5千4百万円）の増額となっています。その他の経費は、物件費がふるさと寄附業務委託料の減があるものの、体育施設指定管理料や大津中学校改修に伴う仮設校舎借上料などにより、5.9%（1億4千7百万円）の増、補助費等については、工場等振興奨励補助金や菊池広域連合消防本部負担金、町税過誤納還付金の減により17.0%（3億5千3百万円）の減額、積立金については、熊本地震大津町復興基金（1億1千5百万円）などの増があるものの、公共施設整備基金の減により、8.3%（1億1千万円）の減額となっています。



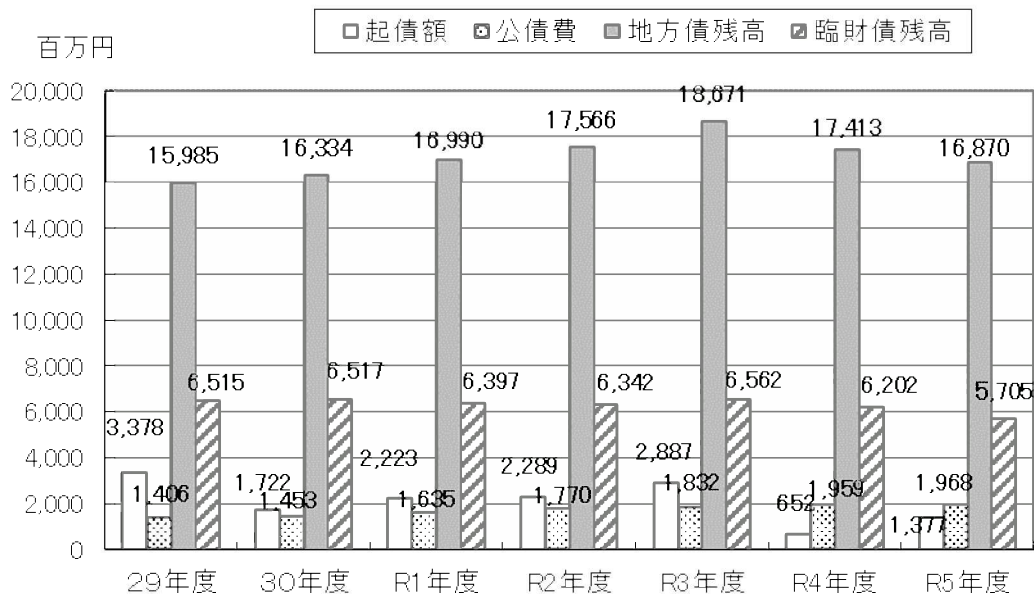
4. 町債と基金

① 町債の状況

町では、道路の建設や改良、学校や体育館の建設などの大きな事業を行うときに、一時的に多額の費用が必要になることから、町債を発行し、お金を借りて事業を実施しています。町債は、返すときに町の財政を圧迫するという負の側面がありますが、その一方で、町債の償還費用に後年度の税収入などを充てるため、現役世代と将来便益を受けることになる後世代との負担の公正化を図ることができるという利点もあります。しかし、町債の過剰な発行は、将来の町民の皆さんに過重な負担を強いることにもなりますし、財政運営上も償還経費が過大となり財政運営に支障が生じるため、町債の残高や公債費の状況を注

視しつつ町債を発行していく必要があります。

令和 5 年度末の町債残高は 168 億 7 千万円、前年度比 5 億 4 千 3 百万円の減額となっています。そのうち、臨時財政対策債の残高が 57 億 5 百万円となり、町債残高の 33.8%を占めています。一部の熊本地震関連の町債に係る償還が完了したことに伴い、起債残高は、減少傾向にあります。学校施設をはじめとする多くの公共施設の改修が控えていること、近年の自然災害の規模拡大など、安定的な財政運営に影響がある要因も発生していますので、引き続き、計画的な町債の発行が必要であると考えます。



※プライマリーバランス（基礎的財政収支）

収入から町債の発行額を除き、支出から町債の元利償還金を除いた財政収支のバランスのことをプライマリーバランス（基礎的財政収支）といいます。

また、新地方公会計制度では、町債に関係する収入・支出以外に歳計現金と同様に財政調整基金と減債基金の取り崩し（収入）・積立（支出）、前年度繰越金（収入）を分析から除きます。このプライマリーバランスが零又は黒字なら、借金に頼らずに政策的経費の財源が確保されるということになります。現在の政策的経費の財源を起債や基金に頼らず、現在の税収等によって財源を確保するという財政秩序を守るための指標として、また、町の財政の中長期的な持続可能性を確保するための指標としても非常に重要で、プライマリーバランスの均衡を意識した財政運営をしていくことが大切です。

令和 5 年度のプライマリーバランスは 3 億 4 千 8 百万円の黒字となっています。前年から 13 億 6 千 1 百万円の黒字幅の縮減となったものの、黒字を維持しています。縮減となった主な要因としては、町債発行額、及び財政調整基金等取崩額の増です。今後も施設改修等の起債事業が控えています。

で、収支のバランスについては、引き続き注視していく必要があります。

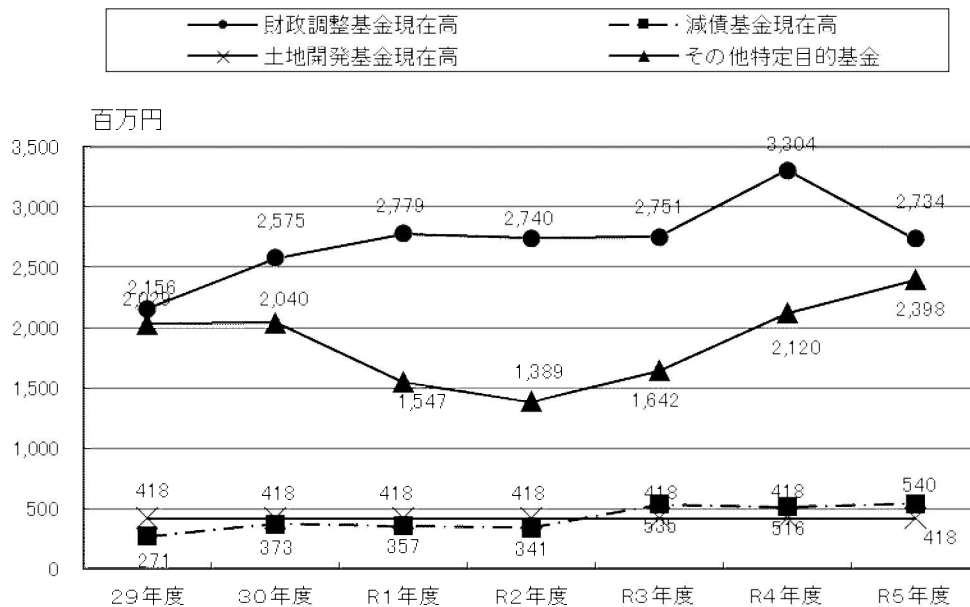
プライマリーバランス(基礎的財政収支)の状況



②基金の状況

基金とは、いわば町の「貯金」のようなもので、特定の目的のために積み立てています。したがって、基金を取り崩すときは、その目的以外には使うことができません。ただし、財政調整基金については、年度間の財源の偏りを調整するために設置されている基金であり、その用途は限定されていないため、緊急時や将来の財源不足に使うことができます。

令和5年度末の基金の総額は60億9千万円で、前年度より2億6千8百万円の減額となっています。財政調整基金を繰越分として5億3千万円積立てた一方、11億円取崩しました。また、特定目的基金については、公共施設整備基金の積立(4億1千万円)や熊本地震大津町復興基金(1億1千5百万円)、企業版ふるさと納税基金(6百万円)の積立てを行っています。

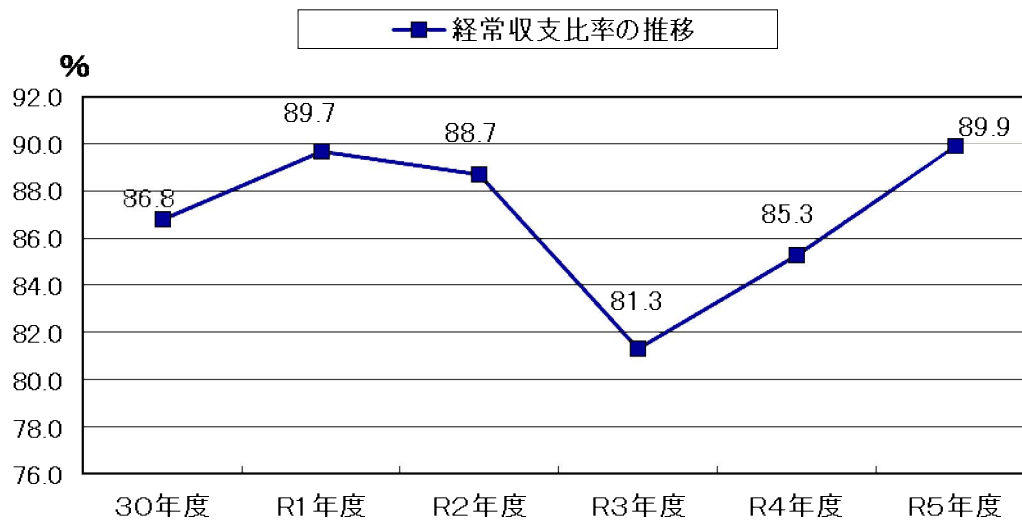


5. 財政指標・・・I

①経常収支比率

財政構造の弾力性を示す比率として使われるのが経常収支比率です。この比率は、いわゆる自治体のエンゲル係数のようなもので、人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費に、町税、普通交付税、地方譲与税など経常的な一般財源（用途を特定されていない財源）がどの程度充当されているかを示す数値です。経常経費に充当した経常一般財源に残りが多いほど、道路の建設などの臨時の財政需要（事業）に対して対応できることになり、これが財政構造に弾力性があることとなります。

一般的には都市では80%、町村では75%程度が妥当とされています。令和4年度の85.3%から、令和5年度は89.9%と4.6ポイント増加しています。分母となる経常一般財源等は、町税が増額したものの、臨時財政対策債の減額したことなどが影響し、総額で1億2百万円の減額となりました。分子となる経常経費に充当した一般財源については、職員及び会計年度任用職員の人件費の増や、体育施設指定管理料などに係る物件費の増加等が影響し、全体で3億3千9百万円の増額となりました。分母は減額、分子は増額となり、その結果、経常収支比率は増加することとなりました。



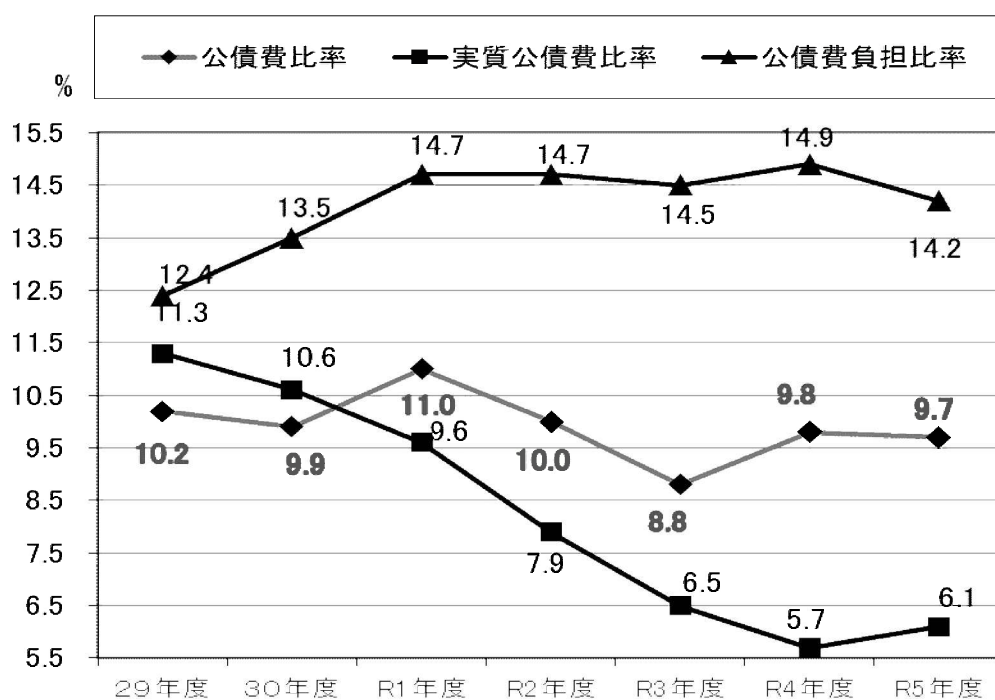
② 公債費比率

公債費比率とは財政構造の弾力性を示す指標のひとつで、公債費（町債の元利償還金）に充てられる一般財源の額が標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるとする一般財源の総額）に占める割合を表す比率です。通常この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

令和5年度は、町債の元利償還金の増額及び分母の要因である標準財政規模の増により、公債費比率は9.7%（前年度比0.1ポイント減）となっています。

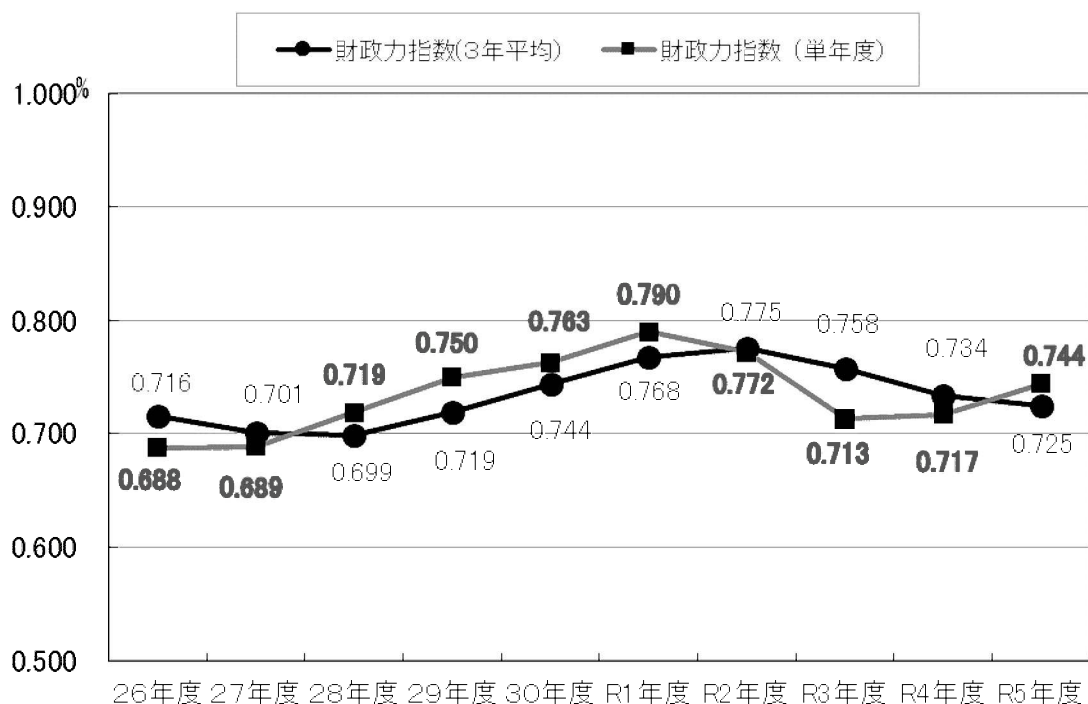
③ 公債費負担比率

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率です。率が高いほど一般財源の用途の自由度を制約することになり、財政運営の硬直性の高まりを示すこととなります。15%以下が望ましいといわれており、令和4年度は14.8%でしたが、令和5年度も同水準の14.2%となっています。町税の増により、一般財源総額は増加しましたが、地方債の元利償還金も増加しており、公債費負担比率としては、ほぼ横ばいとなりました。



④ 財政力指数

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるかを示すものです。令和5年度の財政力指数は単年度で0.744となり、3年間の平均値は0.725となりました。



6. 財政指標・・・Ⅱ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)が公布され、平成20年度(平成19年度決算の数値)から、4つの指標・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率について算定をし、公表することになりました。

また、公営企業については資金不足比率を公表することとしています。

それぞれの指数に応じて、早期健全化計画の策定を求めて、自主的な改善努力による早期健全化基準の段階と、財政再生計画の策定をし、国等の関与に確実な再生を図る財政再生基準の二つの段階に分かれています。前年度決算に基づく指標の公表と、それぞれの基準を上回った場合は財政計画等の策定が義務付けられるものであります。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいいます。早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%で、財政再生基準については、市町村は20%、都道府県は5%となっています。大津町は実質黒字となっています。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。

早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ16.25～20%、都道府県は8.75%で、財政再生基準については、経過的な基準により市町村は30%、都道府県は15%となっています。連結比率についても全会計実質黒字となっています。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(一般会計等から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるものや一部事務組合への負担金や補助金のうち組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの)の標準財政規模に対する比率です。

早期健全化基準は、市町村・都道府県とも現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%で、財政再生基準については、市町村・都道府県とも現行で公共事業等の許可が制限される基準とされている35%となっています。令和5年度の実質公債費比率は3ヵ年平均で6.5%となっています。

④ 将来負担比率

一般会計等が地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する比率です。

市町村 350%、都道府県・政令市 400%が早期健全化の基準です。一般会計に加えて、公営企業等への繰入見込額や広域連合への負担見込額、退職手当の負担見込み額を将来負担すべき負債として算出されます。

令和5年度も前年度に引き続き、将来負担比率はありません。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。

20%が公営企業ごとの早期健全化基準となっています。大津町は公共下水道、農業集落排水、工業用水道の各会計とも資金不足額はありません。

実質赤字比率 ①	連結実質赤字比率 ②	実質公債費比率 ③	将来負担比率 ④	資金不足比率 ⑤
— (13.46)	— (18.46)	6.5 (25.0)	— (350.0)	—

*カッコ内は大津町の早期健全化基準です。表示単位未満は四捨五入しています。

7 各種指標の比較

※大津町以外は令和4年度指標

	実質収支比率	経常収支比率	実質公債費比率	公債費負担比率	将来負担比率	財政力指数
大津町	4.9	89.9	6.1	14.2	－	0.725
菊陽町	7.1	88.6	5.9	12.3	20.1	0.96
益城町	10.3	86.6	8.8	12.6	38.1	0.53
合志市	8.8	88.0	6.7	13.7	－	0.66
菊池市	4.4	87.7	10.4	18.6	13.7	0.43
熊本市	3.2	90.8	5.4	13.1	104.6	0.70
県町村平均	13.3	86.5	8.0	13.6	27.1	0.32
全国町村平均	8.7	86.1	7.5	12.9	40.3	0.38
類似団体	9.3	87.3	6.1	10.2	21.6	0.70
	実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。	財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が高いことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。市町村では75%を上回らないことが望ましいとされる。	起債制限に替わり、地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。過去3カ年の平均値で示す指数である。特別会計への地方債負担を含む。18%を超えると許可制となる。25%以上の団体は単独事業の起債が制限され、さらに35%以上は公共事業債も制限される。	公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利子に係るものも含まれる。	一般会計等が地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。市町村350%、都道府県・政令市400%が早期健全化の基準です。	当該団体の財政力（体力）を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値で示す指数である。

市町村の類型	類型は、市町村の様態を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」より設定している。大津町は町村を5種類に分けた中のV（人口20,000人以上）の1（産業構造の第2次・3次80%以上で、かつ3次60%未満）に分類される。該当自治体数37団体（V-1）。
--------	--